

被害者支援員 養成講座受講者（第21期）募集

犯罪の被害に遭うことで、被害者及びその家族は、精神的なショック、入院・病院での付添い、看護、収入の途絶・減少、警察・裁判等への対応、転居、その他様々な困難に直面します。

このような被害者やその家族・遺族に対して長崎犯罪被害者支援センターでは、各種の支援活動を行っています。

具体的には、被害者等に対する電話相談、面接相談、病院・警察・裁判所等への付添支援、関係機関・団体と連携した支援、被害者等の支援に関する広報・啓発に積極的に取り組んでいます。

これらの支援活動を充実・拡充するため、センター職員とともに活動して頂ける方を対象とする被害者支援員養成講座（第21期）を開講し、その受講者を募集します。

1 目 的	犯罪被害者支援活動に必要な知識、技術を習得し、支援活動に従事することができる人材（ボランティア）の育成を目的とする。			
2 資 格	・ 年令20歳以上であること。 ・ 被害者の支援に関心があり、ボランティア活動に意欲があること。 ・ 全講座の7割以上受講可能であること。 ・ 養成講座修了後に行う実践的な研修（陪席研修）や継続研修等に参加可能であること。			
3 応募方法	募集期間	令和5年4月3日 ～同年5月12日		募集人員 10名程度
	履 歴 書	1通、写真1枚（写真は顔がわかるスナップ写真で可）		
	課 題	テーマ「志望動機及び犯罪被害者支援について思うこと」 ※400字程度（A4縦、20字×20行、横書き）を作成し郵送		
	送 付 先	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町3番1号 県交通産業ビル4階 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター		
4 事前審査	書類審査の上、受講者を決定し、5月末までに応募者に連絡します。			
5 講 座	(1)期 間	令和5年6月～同年11月 （月2回：原則として第2・第4土曜日 13時～16時）		
	(2)開催場所	長崎県勤労福祉会館 （長崎市桜町）		
	(3)講座内容	精神・心理、法律（刑事手続き、民事）、警察・検察・裁判所等の支援制度、行政・福祉等民間団体との連携、相談技術、ロールプレイ ほか		
	(4)受 講 料	無 料		
6 修 了 証	審査の上、修了証を交付			
7 問合せ先	長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター			
	電話 095-820-4978			
	受付 午前9時30分～午後5時00分（土日祝日を除く。） 来所する場合、駐車場はありませんのでご了承下さい。			

※ 提出された履歴書、課題（作文）は、お返しできませんので予めご了承下さい。